

学校生活について

社会には法律などのきまりごとがあるように、高校にも校則やきまりごとがあります。それらを守って有意義な学校生活を送りましょう。なお、改善が見られない場合は、段階を経て生徒指導部の指導となります。

I きまりごと

- 1 朝は、余裕を持って登校し、8:35には教室で待機しましょう。
- 2 遅刻した場合は、必ず職員玄関より入り、職員室で遅刻の手続きをしましょう。
- 3 早退や外出をする場合は、必ず担任の許可を得てから職員玄関より出ましょう。無断欠席・早退・外出は 厳禁です。（生徒玄関は防犯のため施錠します。）
- 4 貴重品は、自己管理が基本ですが、心配な場合は、朝のうちに担任に預けましょう。
- 5 校内の施設・設備を大切に扱きましょう。
万一、破損や落書き・シール貼りがあった場合は、担任に申し出ましょう。場合によっては、弁償となります。
- 6 掲示物などへの落書きや個人的な掲示物等を校内に貼ることは禁止です。
- 7 学校には学習に必要なもの以外、持ち込まないようにしましょう。発見次第、没収します。
(携帯ゲーム機、音楽機器、ボードゲーム、漫画、カード類などは禁止です。)
- 8 廊下や教室の床、駅ホーム等は、座る場所ではありません。イスやベンチなど決められた場所に座りましょう。
- 9 廊下や公共の場で大声・奇声を発しないようにしましょう。
- 10 昼食は、定められた時間および場所でとりましょう。なお、カップ麺は禁止です。
- 11 用事のない時は、3階に立ち入らないようにしましょう。4階は立ち入り禁止です。
- 12 売店の利用について
 - (1) 学校がある日には、原則として営業しています。（午前授業も含む）
 - (2) 利用時間帯は、昼休みの時間帯（12:35～13:15）となります。
 - (3) 飲食は教室でしましょう。食べ飲み歩きは厳禁です。
- 13 自動販売機の利用について
 - (1) 利用時間は休み時間とし、飲用場所は教室内となります。
 - (2) ゴミはしっかりと分別しましょう。

II 校内生活について

1 身だしなみについて

身だしなみ指導は、約2ヶ月に1回実施し、不合格の場合は、次の日より学年団と生徒指導部の教師全員でチェックします。一週間内に改善できない場合は、帰宅指導になる場合があります。

(1) 服装

本校は私服ですが、何でも良いわけではありません。一人一人が時間と場所と目的 T P O (t i m e 時、p l a c e 場所、o c c a s i o n 目的) にあわせて服装を判断しましょう。以下、禁止されている服装です。

- ① 学習の場にふさわしくない、見た目のだらしない服装。
- ② 丈が膝より上のズボンやスカート。また、腰の下にズボンを下げる腰パンや切ったズボン等。
- ③ 他校の制服・変形学生服。（制服のような崩れた服装。）
- ④ タンクトップ、キャミソールなどの露出度が高い服や肌が透けて見える服装。
- ⑤ 学校指定ジャージは、体育の授業のみ着用とする。

(2) 頭髪

- ①進路活動に支障のない、清潔感のある髪型とする。
- ②脱色、染色、パーマ、整髪料等で髪を逆立てることは一切禁止。
- ③「前髪」が目にかからない。
(ピンやゴム等でとめるのは可。複数使用や大きく派手な髪留め等は禁止。)
- ④顔の表情が相手の人にわかる髪型とする。
- ⑤極端にバランスが取れていない髪型は禁止。
- ⑥上記以外の場合でも、学年団と生徒指導部で検討し、改善を求めることもあります。

(3) 顔等

- ①「化粧・マニキュア」は、一切禁止。
- ②「眉毛」は、剃ったり抜いたりして、眉毛をかくような状態にしない。
- ③「ひげ」は、きれいに剃って清潔にし、決して伸ばさない。
- ④「眼」にカラーコンタクト（サークルレンズ含）をするのは禁止。
- ⑤「ピアス穴」を開けることは、禁止。

(4) 装飾品について

アクセサリは禁止。（発見次第、没収します。）

(5) 靴・鞄について

- ① 登下校時の靴は、安全で通学に適した靴とする。細く高いヒール、サンダルなど安全ではない靴は禁止。
- ② 靴のかかとは、踏まない。
- ③ 靴箱は、常にきれいな状態を保って使用する。

2 言葉遣いについて

教師や先輩へは適切な言葉遣い、目上の人には敬語を使うこと。暴言は禁止。
(特別指導対象になります)

3 スマートフォン等について

- (1) 校内では、登校時から放課後までの使用を禁止します。登校後は、電源を切り、端末用ロッカーに入れておくこと。
- (2) 教科担任の使用許可がない等、約束事項に違反した場合は、指導の対象となり、放課後まで預かります。

4 部・局・同好会活動等について

部・局・同好会活動等は、『礼儀』や『人とのつきあい方』などの社会人として大切な人間性を育むだけではなく、良い人間関係をつくる場でもあります。学業はもちろんのこと、部・局・同好会活動等にも積極的に取り組み、充実した高校生活を送りましょう。

5 水飲み場の使用について

使用後は、蛇口を下に向けておく。ゴミが落ちていた場合は、拾う。

6 トイレの使用について

- (1) 使用後は水で流すことを忘れない。ゴミが落ちていた場合は、拾う。
- (2) トイレトペーパーは正しく使用する。（鼻紙として使用しない。）

7 保健室の利用について

保健室は、具合の悪い生徒が利用するところなので、安易に行くことがないように、普段から健康には十分留意する。また、保健室を利用する際は、職員室で学年団の教師に許可を受ける。不在の場合は、教頭か、生徒指導部長に許可を受ける。昼休み・放課後・休み時間に利用する場合も同様です。

8 職員室や準備室への入室について

コートやジャンパー類を脱いでから入室する。

9 校舎の窓や玄関のドアについて

校内の戸や窓、玄関のドアが開いていた場合は、必ず閉める。

Ⅲ 教室内のきまりごと

- 1 教科書や私物は、必ず持ち帰り、机の中は常に空っぽの状態にしましょう。
- 2 後ろの棚の利用は、辞典・進路資料・教科で許可されたもののみです。
- 3 ゴミは、決められたとおりに分別しましょう。
- 4 体育用ジャージ・部活道具等は、袋に入れて、後ろにかけましょう。
- 5 教室を最後に出るときは、電気を消し、窓やドアを閉めましょう。
- 6 ジャージは教室後ろの下フックに、コートは上のフックに掛けましょう。

Ⅳ 校外生活について

1 アルバイトについて

アルバイトは、届け出が必要です。アルバイトをする場合には、所定の用紙を担任に提出しましょう。（無断のアルバイトは指導対象）生徒の皆さんは、学校生活が基本ですので、アルバイト中心の生活にならないように留意しましょう。学校生活に支障を来すようであれば、アルバイトを停止することがあります。1学年は、学校に通うリズムをつくるために、夏休み前までアルバイトは禁止となります。酒類を提供する店舗でのアルバイトや21:00以降のアルバイトは、認めません。

2 校外生活について

- (1) 21:00までに帰宅してください。外泊は禁止です。
- (2) バイクの免許取得は禁止です。
- (3) 列車は、一般の人たちも利用します。以下の点に留意しましょう。
 - ① 乗り降りの際は、一列に並びましょう。駆け込み乗車は大変危険です。
 - ② 通路に座ったり、座席を独占しないようにしましょう。大声でしゃべらないようにしましょう。
 - ③ ゴミは、責任を持って持ち帰りましょう。
 - ④ スマートフォン等の使用は、マナーを守りましょう。

3 町内のコンビニエンスストアの利用について

- 町内のコンビニエンスストアを利用する際は、以下の点を守って下さい。
- (1) 朝は8:35までに教室へ行き、席に着いて下さい。
 - (2) 買い物をしない時（友だちの付き添い等）は、店内に入らず、外で待って下さい。
 - (3) 周りの人に迷惑なことや万引き等の誤解を招くような行動はしない。